



○久保田会長　それでは、定刻はもう過ぎておりますが、これで集まりましたので、第44回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

まず、本日の出席人数について事務局に報告を求めます。

○事務局　本日の出席委員は、定数13名中、12名の出席でございます。

○久保田会長　ただいま事務局より報告ありましたとおり、守口市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、本日の会議資料について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、本日の会議資料について説明いたします。

まず、【資料1】「守口市こども計画（案）」

【資料2】「（仮称）守口市こども計画」の策定について」（答申）（案）

以上でございます。

○久保田会長　ありがとうございます。

事務局から説明がありましたので、各自、御確認をお願いします。大丈夫ですね。

（不足なし）

○久保田会長　それでは、不足ないようですので、本日の議題に入らせていただきますが、ちょっとその前に、にじいろ認定こども園さんの保護者さんのほうから、私宛てに市民の声の資料が届いております。

本会議の参考資料として提示されたいという御意見でしたので、一部の委員方はもう既に御存じかと思いますが、一応、委員の皆さんとも共有しております。そういった思いを内容に反映させているとしながら会議のことをやっております。

それでは、まず次第1の「守口市こども計画（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、「守口市こども計画（案）」について御説明させていただきます。

改めての説明ではございますが、市町村こども計画とは、こども基本法に規定された計画であり、こども基本法の設置に伴い、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成大綱、子どもの貧困対策に関する大綱の3つの大綱が廃止となり、こども大綱が国により作成されました。都道府県においては、都道府県こども計画が策定され、それらを勘案し市町村は市町村こども計画の策定に努めることとなっております。

お手元資料1番を御覧ください。

今回はこれまで、守口市子ども・子育て会議の中で、章ごとに御審議いただきました第1章から第7章について、1つに取りまとめ、計画案として提示させていただいております。

これまでの説明と重なる部分ではございますが、章ごとに簡単に御説明させていただきます。

まず、資料をめくっていただいて2枚目の裏を御覧ください。

こちら側のページには、「守口市こども計画」の構成について記載させていただいており、構成としましては、「第1章 計画の概要」にて概要を記載、「第2章 守口市のこどもと子育て環境を取り巻く現状」及び「第3章 現行計画の評価と課題」にて、現状・課題の整理を記載、「第4章 計画の基本的な考え方」「第5章 施策目標別の展開」「第6章 子ども・子育て支援事業計画」にて、今後の方向性と具体的な取組を記載、最後に「第7章 計画の推進に向けて」において推進体制を記載するという構成で作成しております。

それでは、第1章についてでございます。

こちらでは、本計画が、こども基本法に基づく市町村計画という旨や、現在、市で策定している子ども・子育て支援事業計画や、子どもの貧困対策推進計画を包含する計画であること等を記載しております。

あわせて、国や府の動向についても記載をしております。

次に、第2章でございます。

こちらでは、ページ番号7ページから19ページにかけて、守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状ということで、守口市のこどもと子育て家庭における様々な統計や、そのまとめについて記載をしております。

次に、20ページから30ページにかけては、本計画の策定にあたり実施いたしました調査の結果を記載しております。

本計画策定にあたっては、子育て世帯を対象とした「ニーズ調査」、小学校5年生と中学校2年生の子がいる家庭を対象に実施した「子どもの生活に関する実態調査」、市立小学校の養護教諭を対象にした調査、市立小学校及び中学校のスクールカウンセラーを対象とした調査、市内NPO団体のうち「子どもの健全育成」を活動分野に上げる団体を対象とした調査を実施しております。

次に、第3章でございます。

こちらではページ番号31ページから60ページにかけて、前期計画であります第二期子ども・子育て支援事業計画の事業評価や実績をまとめたものとなっております。

こちらについては、毎年度子ども・子育て会議に報告しているものを取りまとめております。

なお、令和6年度の実績については、今年度の数値が確定しておりませんので、本計画には記載をしております。

次に、第4章でございます。

こちらでは、計画の基本的な考え方を61ページから65ページにかけて記載をしております。

61ページでは基本理念「こどもまんなか 笑顔のまち 守口」ということで、本計画において、守口市の全ての子どもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちで子どもを育てたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指すこととしております。

また、本計画における基本的な視点として、①主権としての子ども・若者の視点、②次代を担う人材を育成する視点、③子育て家庭の負担感を解消する視点、④地域社会全体で支援する視点、⑤子ども・子育て支援の質的向上の視点、⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点の6つの視点から子ども・若者に関わる施策を総合的・体系的に推進することとしています。

次に重点方針としては、基本的な視点の中でもより重点的に推進するものとして、64ページに5つの方針を掲げております。

一つ目、妊娠期から子育て期まで切れ目なく見守り、支える体制を構築し、保護者の子育てに伴走する支援を行います。発達段階に応じたこどもとの関わり方について保護者の学びを支援するとともに、保護者自身の抱える問題や家庭における課題などがある場合も必要に応じて、重層的な支援体制によりこどもの育ちを支えます。

二つ目、子育ての負担や不安、孤立感など保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、全ての子育て家庭を支援します。また、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、市民の理解を大きな前提として、子育てに要する経済的な負担軽減についても常に先導的に充実を図れるよう取り組みます。

三つ目、保育の待機児童ゼロを維持できるよう引き続き受皿を確保するとともに、もりぐち児童クラブや、病児保育の充実などに取り組むことで、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。また、こども

誰でも通園制度など、全ての子育て家庭が必要に応じて保育サービスを受けられる環境整備に取り組みます。

四つ目、質の高い就学前教育・保育がこどもの生涯にわたる生きる力の基礎となることから、人材の確保はもとより、公立民間にかかわらず、就学前教育・保育に関わる全ての教諭・保育士等が、乳幼児期における学びの特徴と、乳幼児期の教育に必要なことを理解して、こども一人一人の育ちを捉えた教育・保育を実践することで、幼児期に育みたい資質・能力が育まれるよう、専門性向上のための取組を推進します。また、特別な支援を必要とするこどもに対する支援が適切に行えるよう、必要な加配や専門性の習得による環境整備を行います。

五つ目、全てのこども・若者と保護者を対象に、安全・安心な遊び場や居場所づくりを進めることで、こども・若者の健やかな成長に資する環境を整備します。また、こどもの犯罪被害や事故防止、乳幼児を連れた保護者が外出しやすいまちづくりに取り組みます。

以上、五つの重点方針により、「こども・若者へやさしいまちづくり」で、まちの活力と定住を促進します。

続きまして、65ページでございます。

こちらでは、計画の体系を記載しております。

基本理念の実現に向け、基本的な視点や重点施策に基づき、1 妊娠・出産・子育てを支える【乳幼児期】、2 次代を担う子どもを育てる【学童・思春期】、3、若者の選択と自立の支援【青年期】、4 全ての成長過程にわたる支援、5 子育て当事者に対する支援の5つの施策目標を設定し、それぞれの施策目標に対して合計25個の推進項目を設定しており、施策を体系的・総合的に推進することを目指します。

次に、第5章、施策目標別の展開についてでございます。

こちらでは、65ページに記載しておりました計画の体系に基づき、施策目標及び推進項目ごとの細かな説明と、その関連事業について記載をしております。

まず、68ページ、施策目標1. 妊娠・出産・子育てを支える【乳幼児期】についてでございます。

こどもを生み、育てたいと思う人が、生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、妊娠期から子育て期まで、妊産婦、子育て家庭が安心して健やかに過ごすことができるよう、母子保健と児童福祉の両面から切れ目のない支援を行い、こどもと母親の健康を守るとともに、育児に対する不安の軽減を図ります。

幼児期までのこどもへの教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となり、将来にわたって学ぶ力を支えます。乳幼児からこどもを権利の主体として捉え、安全・安心な環境の中で、豊かな遊びと体験により、こども自身の育つ力を引き出して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向けた就学前教育・保育の充実を図ります。

子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図るとともに、保護者同士の仲間づくりによる支え合いや、子育てを通じた親の成長を支援することで、よりよい育ちの環境を切れ目なくつくり上げ、次世代を支える好循環をつくることを目指します。

この施策目標の推進項目は、6つ。1. 妊娠から子育てまでの切れ目のない健康支援、2. 心身の健全な発達を促す食育の推進、3. 就学前教育・保育の充実、4. 多様な子育て支援サービスの充実、5. 仲間づくりの機会の拡大、6. 親育ち支援の充実となっております。

続きまして、78ページ、施策目標2. 次代を担う子どもを育てる【学童期・思春期】でございます。

こちらでは小・中学校等においては、こどもが安心して良質な学びを受けられる体制づくりに取り組むとともに、全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指しま

す。支援が必要な子どもに対しては、教育の場における合理的配慮やサポート体制の充実とともに、インクルーシブ教育を推進します。

保護者が働いていても、安心して放課後を過ごすことができるよう、もりぐち児童クラブを通じて、居場所・活動の場の確保を図るとともに、地域においては、学校・家庭・地域がつながる教育コミュニティづくりとして、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域ボランティアによる学校支援活動などを通じて、世代間交流の推進や様々な体験学習など、こどもが多様な人とふれあい、共に体験し、学ぶことのできる機会づくりを進めて、こどもの健やかな育ちを支援します。身体の変化とともに精神的な変化が大きい思春期の特徴に対して、こどもが心身ともに健康を維持できるよう相談体制の充実や、自ら健康を守るための学習機会を提供します。

この施策目標の推進項目は、6つ。7. 生きる力を育む教育の推進、8. 多世代交流の促進、9. 多様な体験機会の提供、10. 居場所づくり、11. 思春期の健康支援、12. 支援が必要な子どもの学習支援でございます。

続きまして、89ページ、施策目標3. 若者の選択と自立の支援【青年期】でございます。

こちらでは学校でのキャリア教育や、就職支援に取り組むとともに、若者が社会の一員として役割を果たせるよう、企業、学校等の関係機関の協力の下、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

若者が多様な立場の人と出会い、交流することは「生きる力」を育み、将来の進路の選択にも役立てることができます。職場体験や自然体験、福祉体験など様々な学びの機会を提供し、若者の豊かな未来の形成につなげます。

この施策目標の推進項目は、2つ。13. 青少年の健全育成の推進、14. 若者の就労支援でございます。

続きまして、92ページにまいりまして、施策目標4. 全ての成長過程にわたる支援でございます。

こちらではこども・若者が自己の権利を理解するとともに、他者の権利を侵害しないことを学び、意見表明・社会参画の機会拡大を図り、自ら社会に参画し、貢献できる人づくりを推進します。

生まれた環境によってこどもの将来が左右されることなく、こどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態で成長できるよう、支援が必要なこどもの学習支援や、生活の安定に向けた保護者の就労支援、経済的支援など、支援が必要な子育て家庭が自立して、不安を抱えることなく子育てができるよう支援します。

児童虐待はこどもの命や心身の発達に影響を与える重大な人権侵害です。未然防止、早期発見・早期対応に向けての取組を推進いたします。

この施策目標の推進項目は、7つ。15. こどもの人権尊重と権利擁護の推進、16. 意見表明・社会参画機会の拡大、17. 地域の子育てネットワークづくり、18. 安全・安心なまちづくりの推進、19. こどもの貧困対策の推進、20. 児童虐待防止対策の推進、21. 障がいのあるこども・若者への支援となっております。

では、続きまして105ページ、施策目標5. 子育て当事者に対する支援でございます。

ここでは子育て世帯の経済的負担の軽減や、特に経済的支援が必要な家庭に向けて、妊娠・出産期から子育て期にかけて、各種手当や費用助成を適切に行います。

子育て世帯が働きやすい環境づくりでは、母親に家事・育児の負担が偏ることなく、両親がともに家庭責任を担う意識啓発を進めるとともに、市内企業に向けては、働き方改革や柔軟な働き方の導入を促進して、子育て中の保護者がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取り組みます。

ひとり親家庭については、母子家庭・父子家庭それぞれが抱える困難に対して、相談体制の充実や、養育費の確保に向けた取組、各種給付金の支給制度による支援を行います。

この施策目標の推進項目は、4つ。22. 子育て・教育・保育の経済的負担の軽減、23. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、24. 共同養育に対する支援、25. ひとり親家庭等への支援でございます。

これら25個の推進項目に対して、現在市が実施している、または実施予定としている【関連事業等の概要】を133施策記載しております。

では、続きまして第6章にまいります。

子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

この章につきましては、子ども子育て支援事業計画に記載すべき事項である、子ども・子育て支援法に定めのある教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みと確保方策を記載しております。

教育・保育の量の見込み、確保方策については、お手元のページ、117ページ（5）教育保育の今後の確保方策についてを御覧ください。

2号認定の中部エリア並びに3号認定の0歳児、1・2歳児の中部及び東部エリアについて確保方策が不足する見込みとなっております。特に3号認定の1・2歳児の中部及び東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について大幅な不足が生じる見込みとなっております。

このことから、今後、早急にさらなる確保方策を講じる必要があることが示されました。

そのため、本市がこれまで進めてきた今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点、時点の状況に合わせた定員確保方策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】との考え方にに基づき、今後の確保方策について以下の項目を中心に実施を検討していきます。

【1】東部エリアにおいて、公立認定こども園の民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図ります。

具体的には、施設規模及びエリアごとの確保方策を踏まえ、令和9年度に市立にじいろ認定こども園を民間移管します。

【2】中部エリアにおいて、民間移管する市立（外島）認定こども園の施設整備（建替）の促進による定員拡大を図ります。

【3】民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた、さらなる支援を進めます。

具体的には、①「認定こども園等障がい児保育・看護師配置補助金」の補助基準額の拡充、②さらなる保育士の確保方策の充実、③保育士等への研修の充実、④巡回支援の充実などとしております。

続いて、118ページ以降の3地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及び実施時期についてでございます。

こちらでは子ども子育て支援法に規定のある、地域子ども・子育て支援事業について記載をしております。

第二期子ども・子育て支援事業計画では、13事業ありましたが、今回、法改正により6事業が追加され、合計で19事業となりました。

順に申し上げますと、（1）時間外保育事業（延長保育事業）、（2）放課後児童健全育成事業、（3）子育て短期支援事業、（4）地域子育て支援拠点事業、（5）一時預かり事業等、（6）病児保育事業、（7）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）、（8）利用者支援事業、（9）妊婦に対する健康診査、（10）乳児家庭全戸訪問事業、（11）－1養育支援訪問事業、（11）－2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業、（1

3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、(14) 子育て世帯訪問支援事業、(15) 児童育成支援拠点事業、(16) 親子関係形成支援事業、(17) 妊婦等包括相談支援事業、(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、(19) 産後ケア事業の各事業について記載をしております。

なお、(2) 番の放課後児童健全育成事業については、第2期計画より算出区域を変更しており、実態に合うよう学校区ごとの算出としております。

また、(4) 地域子育て支援拠点事業につきましては、児童センターを令和7年度末に廃止する一方、児童センターで実施している地域子育て支援事業については、代替となる事業の実施者を募集し、必要な事業量を確保するとしております。

では、最後に第7章、計画の推進に向けてでございます。

こちらにつきましては、今回の案より追記をさせていただいております、本計画の推進体制等について記載しています。

基本的には、現在策定しております、子ども・子育て支援事業計画や、子どもの貧困対策推進計画と同様に、PDCAサイクルを回すことで、計画的かつ円滑に推進を図ることとし、本会議に進捗について報告を行い、評価していただくとともに、改善を検討することとしております。

以上が「守口市こども計画」の案の説明となります。

○久保田会長 どうもありがとうございました。

今回説明していただいた内容について御意見等ございますでしょうか。

○津嶋委員 よろしいですか。これまで様々な委員の方々の意見というのも含めて協議を重ねてきたわけですが、この守口市のこども計画については、やはり将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものということで、子どもたちは素晴らしい将来にわたって、昨今言われるSDGsの目標も含めて、持続可能な計画であってほしいなと思うことと、計画は計画のままに終わってしまうのではなくて、昨今、目まぐるしく、やはり人口動態も含めて、少子化もどんどん進んでいる中で、予測数値が前倒しになるほど加速的に進んでいる。少子化も含めて。実態っていうんですかね、それをしっかりと把握して、保育ニーズ、また保育教育現場の実情、また子育て支援に係る状況、これを把握しながら行政としても実際に前に進めていただかないといけないと思います。現状把握による判断、計画の見直しや制度の柔軟な対応というのがやっぱり必要になってくると思いますので、中長期的なスパンをぜひ持っていただいて、この子育て支援をしていただける計画であってほしいなというふうに願います。思いとしてです。

○久保田会長 どうもありがとうございました。

ほか。

○邨橋委員 すいません、ちょっと今日、朝から幼稚園のほうのバスが故障しまして、送迎がうまくいかないとトラブルになって慌てて飛び出してきて、ちょっと資料の一部をコンピュータに入れたままなので見られないのですけれども、前回の会議の後、質問事項を送らせていただいたと思うんですけども、そのことについての説明はいかがなもんだったのでしょうか。

○久保田会長 どうぞ。

○事務局 前回いただいた質問につきましては、回答できる部分については回答させていただきまして、御意見の部分につきましては各事業課のほうに展開させていただいて、それを踏まえて今回の計画案を修正という形、修正する箇所は修正させていただいたというところでございます。個別にこの意見についての行政の考え方が聞きたいということでしたら、その部分について改めて御説明させていただきます。

○郵橋委員 分かりました。質問を送ったことで、この部分の事業の見直しというのについての返答は返ってきてない部署のほうが多いということですかね。

○事務局 一応、各課に共有させていただきまして、そうですね、今おっしゃるとおり、それをもって、この計画の内容が変更っていうところは現在のところは聞いていないような状況でございます。

○郵橋委員 分かりました。

○久保田会長 よろしいですか。今のところ、これでよろしいでしょうか。

○郵橋委員 いや、本当に私の手違いで資料が読めない状況なので、どういう質問したかはちょっと分からないので、また後で個別に聞くとして、この前、電話で連絡いただいたときには各部署で、まだ具体的な検討段階を経て回答をもらうということで、回答がきてないところがあるんですということをおっしゃったので、ちょっとそこをいつになったら聞かせていただけるのかなと思ったので、今質問させていただいたところ。

○久保田会長 なるほど、そうですね。

○事務局 ちょっと資料をお持ちじゃないということで、具体的な例なんですけども、御意見を踏まえて、今回、出させていただいたところに反映させて、市の考え方も、委員の皆さんの御意見を踏まえて、反映したものをお示ししているというふうに御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○久保田会長 では、そういった部分も含めて計画の中に組み込まれている。

○事務局 大きな変更はなかったというふうに御理解いただければ。

○久保田会長 そういうことですね。

それでは、内容に関しては、これで異議なしということでもよろしいですか。これで決してしまってよろしいですかね。

(異議なし)

○久保田会長 今日の修正はなしということで、これで決というふうにしたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2で、「(仮称)守口市こども計画」の策定についてのところですね。説明よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして資料2「(仮称)守口市こども計画」の策定について(答申)(案)について御説明いたします。

答申書につきましては、令和6年9月12日付でいただきました諮問書に対して、「守口市こども計画(案)」を作成し、市に対して提出するものとしております。

また、「守口市こども計画(案)」について、本会議から市に対する意見として、附帯意見を付ける形としております。

答申書の附帯意見としましては、これまでの会議の中でいただきました御意見や、各委員からの個別の聴取等によりいただきました御意見を反映させ、事務局にて最終調整し作成したものとなっております。

各委員の皆様におかれましては、事前に確認いただいておりますものではございますが、改めて答申書(案)を読み上げさせていただきます。

「(仮称)守口市こども計画」の策定について(答申)、令和6年9月12日付、守子政675号で諮問がありました標記の件について、慎重に審議した結果、下記のとおり意見を集約しましたので答申いたします。

記、本会議は、令和6年9月12日に諮問を受けた「(仮称)守口市こども計画」の策定について、延べ4回にわたり各委員からの意見を基にあらゆる角度から活発かつ慎重な審議を重ねてきた。

市町村こども計画は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「こども基本法」に基づく計画であり、本会議では、本市が「こどもまんなか 笑顔のまち守口」を基本理念として、社会全体としてこども施策に取り組み、また、こども施策を総合的に推進することを目的とし、これまで審議を積み重ね、別添の「守口市こども計画（案）」を本会議の総意として取りまとめたところである。

なお、審議経過で示された意見のうち、本計画の推進に当たって、特に留意されたい点について以下のとおり付言する。

〈こども計画の推進について〉

1 本計画案においては、こども・若者を権利の主体として認識し、意見を尊重することとしている。今後、本市のこども施策を検討・実施するに当たっては、積極的にこども・若者の意見を聴取し、施策に反映することとされたい。

〈今後の教育・保育の確保方策について〉

1 保育士の確保方策について、現在実施している新卒採用者への確保方策だけでなく、保育の質の向上の観点から保育士の採用定着に向けたさらなる確保方策についても検討されたい。

2 守口市では、全国に先駆けて教育・保育の無償化政策等に取り組み、こどもの人口の大幅な減少は、食い止められているものの、将来的にはさらなる少子化が見込まれることや、近隣都市での無償化政策の実施に向けた進展が見られるなど、社会情勢の変化を踏まえ、引き続き行政としてしっかりと量の見込み及び確保方策を推計されたい。

3 医療的ケア児や配慮を必要とする児童の受入れについて、公立認定こども園に加え民間認定こども園等も含めた市全体として、受入れ体制をしっかりと確立できるよう留意するとともに、民間認定こども園等における加配保育士等の確保に係る支援の充実を図ること。

〈民間認定こども園等の教育・保育サービスの充実に向けたさらなる支援について〉

1 民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れを含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けたさらなる支援については、利用児童の公平性など民間認定こども園等の意見等をしっかりと聴取し、民間認定こども園等の実態及びニーズに即した効果的な支援策を実現すること。

〈公立認定こども園の民間移管について〉

1 公立認定こども園の民間移管に当たっては、丁寧な説明を行うことで、在園児及び保護者に不安等を与えることのないよう十分に配慮すること。

2 移管先法人の選定に当たっては、将来にわたってよりよい教育・保育環境となるよう、保護者の意見等も踏まえ、学識経験者等の外部専門家を交えて公平公正に選定すること。

〈市立児童センターの廃止について〉

1 児童センターの廃止については、遊びや就学前親子に係る地域子育て支援拠点の機能が失われることのないよう留意すること。さらに、それぞれの地域においてこどもが主体的に参加し、自由に遊び、交流することができる居場所づくりの充実についても前向きに検討されたい。

2 児童センター廃止後の施設の活用については、現在の施設を生かした効果的な活用方法等についても全庁的に検討されたい。

〈その他の施策について〉

1 ワーク・ライフ・バランスの実現については、幼児教育・保育の確保や放課後児童健全育成事業等の取組を充実させるだけではなく、男性向けセミナーや育児休業等の制度周知についても積極的に行われたい。

2 認定こども園等と小学校等が連携を図ることは、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続にとっても重要であることから、行政として継続的な連携の場を確保できるよう速やかに検討を進められたい。

3 これまでから本市で取り組まれている各種こども・子育て施策の周知について、必要とされる方にしっかりと情報が伝わるよう発信力を強化し、情報格差が生じないように努められたい。

4 若者への支援については、ハローワーク等関係機関との連携強化や情報発信により、引き続き若者を含む就労支援の推進に取り組まされたい。

以上が「(仮称)守口市こども計画」の策定について答申案でございます。

○久保田会長 ありがとうございます。

計画の推進に当たり、子ども・子育て会議として特に留意されたい内容については、事務局から説明があったとおり附帯意見として答申書に記載されています。こちらの案については、前回会議からこれまでの間に委員の皆さんの意見などについて事務局と各委員で調整していただいて、既に各委員の皆さんに確認していただいているところになります。会長としては答申案について確認しております。

実際にこれまでの議論の中で、本当に重要だっという形で意見がたくさん出たところっていうのは、かなり上げていただいていると思うので、確保方策のところでは保育士の確保とか、あと、やはり配慮が必要な児童のこの受入れっていうことに対して、多分、市民の皆さんもかなり、特にこの民営化に関して不安を抱えているかなと思うので、そこへの支援っていうのは、しっかり書かれています。

また、そのほか児童センターを単に廃止するだけではなくて、そこから子どもが主体的に活動できる場を作るとか、あと、そうですね、幼小の連携については自治体からのバックアップっていうのも必要であるとか、そういうところとかが書き込まれていますので、単に計画っていうと大量な計画になっちゃいますけど、その本当に要点のところは書いてあると思います。

以上のような経過で作られたのですが、守口市長から諮問があった(仮称)守口市こども計画の策定についても、この内容でもって答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

○郵橋委員 よろしいでしょうか。民間移管についてなんですけれども、前々回の会議のときに民間移管をすることと、民間保育園、幼稚園が置かれている状況の中で、こういった方向性が一番いいのだろうかといったところで、にじいろさんを前提にして話はしていましたが、その後考えてみたら公立園が存在する存在意義っていうたら、やっぱりセーフティネットの部分大きいと思うんですよ。そうしたときに公立園は割と採用が順調に行く、給料が高いというのもあり、それに対して民間園は採用がうまくいかない、それで定員を割っているところが出てきているという状況であるということ。それと公立園さんは先生の年齢層が割と相対的に高い、ということは、いろんな経験値を持っておられるはずだから、その経験値を活かすことというのは大事にしていけばいいのではないかなということ、それに対して民間園は経費を削減のため、やっぱり新卒とか若い先生を安く採用していくという方向に、どうしても動きます。

ただ、その反面、現実に学生さんが少ないので、一旦、辞められた先生の採用とかに紹介料を払うということで、逆にコストが高くなってしまっているという事実もあります。

そういうことを考えていったときに、公立園は、やっぱり一番いろんな地域の子どもたちが集まりやすい部分もありますし、この上にも書いているとおり医療的ケア児や配慮を必要とする児童の受入れについて、もちろん公立さんもそうですけれども、民間も受けないと駄目なんですけども、今言ったような問題があって、経験値が低い、それを補うために公立がその部分をしっかりやっていく保育資源の活

用というところは、ぜひ残して行ってほしいということで、前々回るとき、かなり私かみついで言わせてもらったと思うんですけども、そのことが具体的には出てないというのは、すごく残念であるんですけども、ばらけて出ているとおっしゃるんですけども、それで果たして、今、私が言っていたようなことができるのだろうかというのがあります。

それともう一つ、京都市は少子化対策に向けて待機児童ありの前提で少子化の動向、先行きを見た上で、施設数とか、あるいは必要受入れ確保数を決めていくというふうな方向で動いているという、会議の後の情報なんですけども、そういう情報もあります。守口市の場合は、ゼロを前提に全部進めていくということで、その後、少子化が進んでいったときに施設としては余ってきますよね。全国的に待機児童ゼロを目指しているいろんな施設をつくったところの6割から7割が空いてしまっている、空き施設になっているというのも新聞で報道されました。そういうことを考えたときに、やっぱり今ある施設をできるだけ大事に動かしていくということが必要なんじゃないかなと思います。財政的には厳しいのもよく分かりますし、少子化の中で公立園を残していくというのは難しいとは思いますが。

ただ、単純に残すだけやったら、私たちも、もう辞めればええやんかという話なんですけども、今言ったように民間園で難しいところを補うために公立園を残していくって、ある程度、少子化が進んだ段階で廃止をしていくというような形も、資源を生かした対策というのを、ぜひ私は考えてほしいと思って、この前、言ったんですけども、そこらはどうなのでしょう。

○事務局 その辺り今回のあれでしたら、ちょっと郵橋委員がおっしゃるとおり、ばらけているところはあるかと思うんですけども、附帯意見の中の民間園さんでの保育士の確保であったり、保育の質の向上の観点からの定着に向けた支援策っていうところであったりということ、ここの中には、ちょっと具体的に、具体化がそこまでされてはいないと思うんですけども、実際、実態であったり、ニーズっていうのも、今、郵橋委員がおっしゃっていただいたところにつきましては、しっかりと行政としてバックアップできるように意見交換であったり、しっかりと進めていく必要があるというふうなところの思いを込めましてこのような表記とさせていただいております。

あわせて、子どもの今後の少子化につきましても、本計画の中でも、やはり子どもの数っていうのは微減でいっております。これが恐らく続いていって、さらに下がっていくことも想定されますので、その思いも込めまして、今、先ほど津嶋委員のほうからもおっしゃっていただいたように、子どもの推移を見て、しっかりと量の見込み及び確保方策を推定されたいというところで、今回の委員会からの答申の内容には含ませていただいているというふうに考えていただければいいかなと思います。

○郵橋委員 趣旨が確かに、それぞれ細かいところでは入っていると言われると、確かにそうなんかなとは思いますが、総体として公立園の存在意義についてということについては、ここではあまり出てこないというのが私はすごく気になるんですね。

それと、例えば、認定こども園の教育・保育サービスの充実に向けたさらなる支援についてのところで、2行目、利用児童の公平性など民間認定こども園の意見等をしっかりと聴取し、民間認定こども園等の実態及びニーズに即した効果的な支援策を実現することとなっているんですけども、一向にこれ改善はされていません。この公平性って何だと思われませんか。ちょっと委員の先生方に聞きたい。

事務局はどうか。この公平性というのを入れてほしいと言ってお願いした理由。

○事務局 よろしいですか。実務として、この答申書を取りまとめさせていただいたんですけども、この公平性の部分については、一応、委員の思いとしては障がい児について加配が必要な児童がおるというところで、保育士が足りなくて、当初予定、入園ができない子もいるという、そのような実情もあることから、そういった利用についての公平性というところを踏まえて、この公平性という言葉意見を踏まえて答申書に入れさせていただいたところでございます。

○郵橋委員　私がここで公平性をぜひとも入れてほしいと言ったのは、以前もお話ししたとおり、4月1日の時点で障がいを持っている子どもたちが、加配が必要と分かって入園を受けられるかという話になるわけですね。4月1日の受入れのために連絡が入るのが2月の後半、1か月ちょっとの間で加配の先生を採用しないと駄目なんです。それは絶対難しい。小学校なんかは大体10月、11月ぐらいに先生の採用人数を決定して募集します。それに合わせて、私たちもできるようにしてほしいという形を以前お話ししていました。そしたら個人情報があるから駄目ですっていう話、確かにそれはそうです。

ところが、八尾市のほうでは、わが子は障がいを持っているということは、ちゃんと出て構いません、だから4月1日に入園できるように行政のほうと、施設のほうと話をさせていただきたいという制度があります。そういった制度があるので、ぜひここの検討をお願いしますということ、もう5年以上前からずっと言っているんですけども、毎年ポイントつくんですよ、入所選定の。そのポイント選定の平等性から、それはできませんと断られているんです。私たちからすると4月1日に入れない状態をつくることのほうが、すごく不公平な感じがするんですけども、そういう意味ではそれでいいのかなというのはずっとお話ししてきましたけども、そのことがなかなか改善もされないし、一回目、二回目の話をした後、先生の採用ができへんかった理由は園のほうで説明してくださいと。障がいを持っているお宅のお子さんが入るといのは2月半ばぐらいに決定して、本来だったら11月ぐらいの採用なのというふうなお手紙を出したって言ったら、それはやめてくれって言われて、じゃあどう説明するんやって話をしたこともあります。そういうことを言ったときに公立と民間と、そこで公立園が機能するべきなんじゃないかなという話にもなってきますよね。どうしても公立のほうが先生たち多いです。余裕があるから、そちらのほうで受け入れるっていう話にならざるを得ない部分はあるかとは思いますが。特に障がいを持っているお子さんの保護者の方は、若い先生が多くって、経験不足なのを分かった上で預けられるリスクよりも、公立園の経験の長い先生がいらっしゃるもののほうのメリットを望んでおられる方は、やっぱりいらっしゃると思います。

そういう意味で、もし民間が10月ぐらいのところ募集がかけられる状況に話合いが進んでいて、募集かけられて、それで4月1日、間に合えへんのやったら、それは確かに民間の責任ですけども、それができへん状況で民間の責任やと言われても私たちは困るという話なんですね。そういうことがこれまでいっぱいあったので、ぜひそこらのことは行政としては、しっかり認識した上で、この公平性を意識して見ていただきたいなと思います。今言ったようなところからも、公立園で保育を望まれる保護者というのは、やっぱり障がいを持っている方が多いと。そういう意味では先ほど言ったような経験値の高い先生がいらっしゃる場所で障がい児教育を受けて、こういうふうな対応をしたとき、子どもたち、こう変わりましたよというのをちゃんと民間園の若い先生に研修する場所を設けていただいて、それを園で実践していく。その中で民間園も力をつけていけば受けられるとは思いますが。

ただ、やっぱりその若い先生ばかりの中で、どれだけ受けられるかということになると、ちょっと困ったねっていう話は民間園の中では出てくるのは致し方がないということは御理解いただきたい。

そういう意味で、単純に民間移管すればいいという話ではないと御理解いただきたいなと思います。

すいません、長々と話しました。

○久保田会長　そうですね、今、おっしゃられたこと非常に重要かと思っておりますので、結局、配慮が必要な子は公立に行けばいいっていう話ではないんですけど、基本的には公立の、もうここにも確保方策の3のところ、認定こども園に加える民間制度、民間も加えるし、全体として受け入れられるように、そして公立園というのが、そういった配慮が必要な子どもの保育に対してしっかりと研修とか、何かいろいろ、しっかりそういうのもできるような、中核としてできてっていうような形で進めていただけるようになっていただけたらなと思いますね。その辺りは、ちょっとははっきりとした書き方でもない

んですけど、書いて、踏み込まれてはいるので、その辺りをしっかりと進めていただくという形でお願いできたらなというふうに思います。

○郵橋委員 検討されたいじゃなくて、実行されたいでお願いしたいなと思います。

○久保田会長 まあまあ、そうですね、はい、特にね、はい。

○事務局 この間いろいろ御議論いただきまして、ありがとうございます。私から総体についてお話をさせていただきたいと思います。

先ほど担当者からも申しましたように、本市がこの間、推進してきた民間主導によりまして、その時点、時点の状況に合わせた定員確保方策、民間園に柔軟に移行していただきまして、行政として民間園の取組をしっかりと後押しする形での確な受皿を確保する形、公私連携による確保方策の確立、推進していくことが望ましいというふうに考えております。

そのためには民間移管によります財政効果、財源を活用いたしまして、民間認定こども園等の保育人材の確保、あるいは医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの質及び量の拡充に向けたさらなる支援を進めたいというふうに考えております。この内容につきましては、具体的にこのこども計画に書かせていただいております。そういうところで、しっかりと担保していきたいというふうに考えております。

また、具体的な内容につきましては、今後、先ほど郵橋委員あるいは津嶋委員がおっしゃっておられましたけれども、民間認定こども園等の実態あるいはニーズに即した効果的な支援策を実現していきたいというふうに考えております

最後ですけれども、津嶋委員あるいは会長も、前回、御意見いただきましたけれども、持続可能な施設、保育ということも本市においても将来的に少子化が確実に見込まれる中で、持続可能な施設、保育、中長期的な視点でもって、その在り方について、こちらも認定こども園さんなどと御意見も頂戴しながら、しっかりと進めていきたいと思っておりますので、御理解のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○郵橋委員 ごめんなさい、もう一つだけよろしいですか。

実は、幼稚園、各全国の区域がどういうレベルで補助金が出るかというのを地域区分というのがあるんです。守口は10分の15ですね。ところが大阪府下一律に10分の12になります。ということは、その比率できていたので、民間園の収入は10分の3下がってしまう。収入がですよ。同じ人数、同じ先生の数いても、収入は下がってしまうという状況の中で運営していかざるを得ないということを考えると、そこはもうぜひ市の配慮の中に含んでおいていただけないかなとは思っています。

○事務局 すいません、現在、公定価格の給付の区分でいいますと100分の16ということで、16%、こちらのほうが人事勧告院、先般出た部分でいいますと100分の12っていうことで12%、この人事勧告院につきましては、我々の給与水準の部分からいうと毎年1%ずつ下げていくという部分が示されています。それと一定、公定価格のほうに連動してございますので、それに準ずるならば毎年1%落ちていくという可能性はあるかなというところです。これは全国的に、地域手当の区分というのが大幅に見直しされてございますので、大都市圏近郊の都道府県単位で国のほうに、この見直しの部分に関しての適切な対応という部分で要望書なんかも出されているというところが、今、現状でございます。

○久保田会長 ありがとうございます。

○津嶋委員 この答申案を今出していただいて、部長のほうからもお答えをいただいたんですけども、一番最初の一番については、保育士の採用、定着に向けて、さらなるというところで確保方策、これはこども施策という子育て支援施策、というのは、今、これが自治体として子どもの数が維持できているからとか、増えていっているからっていうことだけではなし得るものではなくて、やはりそれを

受け入れる施設であるとか、そこに配置する人員、人の力が要ると思うんですね。だから、そういうところでいうと、やはり保育士の確保というのは支援施策と一対のものであるという認識は持っていただけていると思うんですけども、そういう意味で私たちも今後の今の人口減少と、今度は保育士の確保が非常に困難になっているところをやはり市としてバックアップいただきたいということで書いていただいていると思いますので、ぜひ、そこは実行いただきたいなと思います。

それと量の見込み、2番については、これはもう計画と見込みの数については、実際に柔軟な対応が必要になってくるので、先ほど言ったように、見込みはあくまでも見込みで、この、何ですかね、激変するとか、本当に目まぐるしく変化していつている、政策も含めて、自治体、他の自治体も含めて、いろんな政策を打っていつているので、そのままの数字で推移するとは思ってはいませんし、つぶさに実数を把握して、どういう対応が一番望ましいのかということも判断していく必要があると思うので、そういう計画になるようにいつていうことは切に願っています。

3番目に、先ほどの医療児ケアのことについては、私もかなり意見をさせていただきましたけども、これ必ずといつてもいいほど、間違いなく全国的には、その受入れができるか、できないか、民間移管をどんどん進めている自治体も含めて、子どもたちの育ちをしっかりと担保できるのかいつていうことは全国的な課題になってくると思います。実際にやはり数値としても、大阪府も全体にもですけれども、予算がもう全て配慮児に対するケアの補助金は10億円を超えているという状況が見られてきて、年々それが増加傾向にあるということからも、これ市だけではなくて、大阪府を見ても、また全国的にもそういう実態があるという中で、それにどう対応していくかいつていうことになるので、この加配保育士等の確保といつていうことは、やはり公的機関の在り方とか、この市民の声を見させていただくと、まず一定はケア児をちゃんと見ていただけるのかいつていう不安と、もう一方では、やはり経済的な負担。民間に入れるといつていうことについては一定の費用が発生したりするところもあつて、なかなかそれが難しいといつて保護者の意見も上がっています。

ですから、そういうことも含めて、お子さんがまさに公平平等にそれを、保育が受けられるといつていうか、そういうことも考えていく必要があるのかなと思つてるので、そういうところで次のところに、民間認定こども園等の教育サービス充実に向けたさらなる支援の1番にあるように、我々と、やっぱり実情に見合った、実態の話合いの場をやはりしっかりと持つていただけて、単に計画だけどんどん、どんどん独り歩きするのではなくて、実際に実効性のあるものになるように、お互いやつぱり民間と公的機関が歩み寄つて、実際にこれがかなうものやと思つてるので、そういうスタンスで今後ぜひ進めていただきたいなと思つてます。これは両協会とも同じ思いでありますし、そういう場を持つていただくことによつて、市の説明、それに対して私たちがこつていう思いを持つているといつていうことは、やはり市民の方にも聞いていただきたいですし、民間としてできることは全力でもつて頑張つていづつもりですし、頑張つていきたいなと思つてますので、そういうところもぜひ認識はしていただければなと思つてます。

あと一点、ワーク・ライフ・バランスにつていなんですけど、その他につていんですけど、これは私の私見でもありますけども、今の国の政策つていづのは、やはり労働力の確保、いわゆる子育て支援といづ名の下に、どんどん、どんどん生産人口とか、労働力を確保するがゆえに子どもも預けてくださいなと、どんどん、どんどん、そういう形になつていつて、これ、いわゆる日本の経済の維持つていづか、経済力の維持つていづことにもなつてくるんですけど、そういう中で、本来、こどもまんなかいつていづふうになつていつていづんですけども、こどもの立場に立つたときに、どういつて育児、子育てがふさわしいのかいつていづのは考えていく必要があるのかなと思つてます。

ですから、私のところであれば11時間半を長時間預かるわけですけども、実際に睡眠、これも言いましたけど睡眠時間を含めればこどもと本当に向き合える時間が、幼いこどもの乳幼児期の本当にかこどもが起きて関わる時間が3時間とか、2時間になつていつていづような実情、その裏には、やはり先ほど言つ

たような労働力の確保というところでの支援施策になっているので、いま一度、子育て、育児に大人がどう向き合えるのかとか、向き合っていくのかということも、この部分にあるように、いろんなセミナーとか、これは考え方っていうか、保育、子育て感になると思うんですけど、どういう形でこどもの育児とか、子育てに関わっていけば人として、ちょっと親としていいのかっていうことになりますので、そういうことも積極的に今後も進めていっていただく必要があるのかなと思っています。

2番のところは、認定こども園と小学校の連携というのは、これは文部科学省と国のほうはどんどんそれを推奨しているんですけども、実態はそういうことになっていません。なかなか小学校の教員の先生方の多忙なところと、我々、保育教育を担う者との接点というのは今の制度ではなかなかそういうところ持っていないので、これもやはり教育委員会マターでどんどん進めていっていただきたいなど。ここに書かれているとおり、いろいろと申し上げましたけれども、実際にそれが実のあるものになるように、やはり実効性のあるものとして進めていっていただきたいなど切に願っています。

終わります。

○久保田会長　　どうもありがとうございました。

重要な点、幾つも何か言っていたと思うんですけど、やはりこのワーク・ライフ・バランスのところでおっしゃった点もそうだと思うんですけど、結局、仮に長時間保育になるとしたら、やっぱりそこでの保育の質っていうのが重要なんですよね。両方ですよ、親がどう子どもに向き合うか、そういう時間を作るかっていう面もあるし、預けた場合は、例えば、保育の質が下がっていると、明らかに子どもの育ちがよくなる。結局、保育の質が高ければ、むしろ預けちゃえばいいっていう場合があるんですよね、状況的にあるわけですので、そういったところ、やっぱりこの保育の質を上げるには保育士の確保っていうのが重要になるかと思うので、その辺り自治体のほうも、ここに書いてあることを推進していただければ、本当に守口市の子育ての質は上がっていくんじゃないかなっていうふうに思います。

○郵橋委員　　ついでに言わせていただくと、多分、委員さんの中には民間こども園の代表として出ているから、民間こども園にとってということをお田引水的におっしゃっているんやろうなと思ってはる方もいらっしゃるかと思うんですけども、実は私たちが考えているのは乳幼児期に自分の思いで遊ぶことがどれだけ子どもたちの成長につながるかというベースがあるということですね。例えば、小学校の4年生だったかと思うんですけども、子どもの向きを変える、視点を変えるなんていうので、背中向きの絵を見たときに、右側、左側は理解できるけれども、顔向きにしたときに、右側、左側、理解できひん子どもたちが小学校の4年生でも結構いらっしゃるという報告もあります。

ところが、これ右は右やでって、こっちやでって教えたところで、それは子どもの中にはできないんですよ。というのは、自分の中で右という概念、相対的な概念でしょ、向きが変わることで変わってしまう、その概念をつくらないと駄目なんですよ。それは、いろいろやっている中で自分は右と思っていたけれども、相手は左って言って、何でってところが、やっぱり大きな概念構成のためのヒントなんですよ。そういうことを繰り返し遊びの中でやっていくことで、実際、自分も試して、試行錯誤しながら、右っていう言葉の理解ができる。そういう意味では、遊びっていうのはすごく大事なんです。

ところが、今、遊びを保障できる民間施設として運営できているかということになると、やっぱりそこは難しい。概念構成をするんだ、そのための遊びなんだと理解している先生の採用が難しいというのは、やっぱり一番大きいところです。子どもたちは、やっぱり自分で遊んで、試して、納得する、初めてそこで概念ができます。

ところが、間違っただ概念の捕まえ方をする子がいるんですよ。ちょっと今すぐ例は思い浮かばないんですけども、そうしたときに子ども同士であつたら間違えているということが分かったら、ああでも

ない、こうでもないって言って、言えるんですけども、大人から、それちゃう、ばんと言われてしまうと、もうそれでシャットダウンなんですよね。自分はできひん、自分は駄目な子なんやになってしまう。そういう関係性をいっぱいつくってほしいなど、私たちは思っています。そういう関係性をつくる遊びの中で、いろんなこと、概念を学んでいく、力をつけていくというのは、私は生きるための力を育てるところにあるんだと思うんですよね。これは小学校さんも、多分、横山先生だったら御存じだと思うんですけども、架け橋プログラムということで、乳幼児期の育ちを小学校につないでいくために、どこをどういうふうに主体的に活動するのかということも小学校さんも変えていかななくてはいけない。その中でやっていく中で、私たちがそれを意識してやらないと駄目なんですよ。ちゃんと自分のことを考えて、間違えても言葉を発する、言われたときに、それでへこたれるのではなくって、何でって考える機会として捉える、そういうような力を持つてる子どもを育てないと駄目なんですけども、御存じのとおり子どもたち家庭で、ああでもない、こうでもないって言われていることが多いお子さん、多いです。コロナになって、マスクをしてする生活で入園してきた子どもたち、明らかに言葉の能力が落ちています。それはやっぱりしゃべって、繰り返しやっていくというふうな経験ができてないからですね。そこを補うための施設として私たちは動いていきたいなどは思っています。それができるように何とかならないかということに、やっぱり先生の経験とかというのは必要ですし、子どもが遊び込んでいるところに付き合えるだけの先生の余裕というのはどうしても必要なんです。私たちは欲しいんです。そのために正直言って補助金とかこだわるのは、そこにあるんですね。だから、ぜひ子どもたちが知識を持って育っていくためには経験をいろいろ積み重ねること、小学校さんでもいろんな経験の積み重ねってというのは、もう既に出ていると思うんですけども、そういうことのところを主体的に動ける場面、場所があるということをつくっていきたいっていうことは、ぜひ知っていただきたいと思って、そのためにはどうしても経費がかかってしまいます。先生の配置基準というのは決まっています。0歳の子どもは3人に1人でも、でも一人一人違うんだから、もっと丁寧に関わりたい。1歳、2歳児は6人に1人ってなっています。でも、3人に1人から、6人に1人、一挙に増えるんですよ。公立ではここを5人、5対1でやっているところもあります。そういうふうに、やっぱり子どもたちに関わる大人の人数が、能力資質を持った人がたくさんいればいるほど、子たちの生活は豊かになってきて、それが小学校につながる。小学校、さらに中学、大学に行くということはぜひ理解していただいて、そのこともちょっと頭に置いて子どもたちの成長を考えていただけたら、ありがたいかなと思います。

すいません、長々と勝手に。

○久保田会長 ありがとうございます。

では、もう文面そのもののあれっていうことではないですよ。文面に書いてあることをしっかりと進めていっていただきたいということですので、ということで文面に関しては異議なしということによるしいでしょうか。

(異議なし)

○久保田会長 事務局から先ほど説明していただいた答申案を今回の答申とさせていただきます。

それでは、本会でまとめた答申書につきまして守口市に提出することとします。答申書の提出につきましては、本日は市長が公務により不在ということですので、会議終了後に市長の代理として副市長に私から提出させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○久保田会長 特に御異議がないということですので、その形で進めさせていただきます。

次に、事務局から事務連絡があるということですので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 最後に、事務連絡をさせていただきます。

本日をもって「守口市こども計画」策定に係る議題については、一定、終了したところではございますけれども、2月に認可部会の開催を予定しておりますことから、今後、認可部会の審議内容についても本会議で報告するような形となっております。

つきましては、改めて2月の開催に向けて日程調整等、事務局より御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○久保田会長　ありがとうございました。

それでは、本日の案件は全て終了いたしました。本日の会議録の署名委員は鎌田委員と東委員に願いたします。

それでは、最後にちょっと私のほうからお礼を兼ねた御挨拶をいうことで、委員の皆様におかれましては、これまで本日を含めて4回にわたり、こども計画の策定に関して慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。円滑な審議に多大な御協力賜りましたことを心からお礼申し上げます。

本日、子ども・子育て会議として答申いたします守口市こども計画案は、守口市の全てのこどもの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちで子どもを育てたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指すために様々な施策を取りまとめたものであります。

会議での議論において、今後の守口市の人口動態を踏まえた教育・保育の確保方策だけでなく、こどもの権利についてワーク・ライフ・バランスなど様々な目線で活発な御議論をいただき、守口市が今後力を入れるべき施策の方向性などについても、忌憚ない御意見・御提案をいただきました。本当にもう今日の議論にもありましたように、これから守口市が子育てっていうのを魅力として発展させていくには、やはり本当に将来を見据えた、どういうふうなものにしていけばいいかっていうことだと思っております。でも、短期的でなく長期的に考えて、いわゆる子育て政策ができれば、もう本当に今いただいた御意見も全て取り入れていただくような形でしていけば、守口市も今後さらに発展していくかなというように思いますので、今後、公に任せるだけじゃなくて、民間のほうでも子育てはできるだけ関与して進めていただければなというふうに思っております。

本会議におきまして、そのような実りのある議論が円滑にできたことは、皆様の御協力の賜物であると考えており、誠にありがたく思っているところです。

そうですね、最後に、計画を策定するだけではなく、取り組んでいくことが大切ということで、だから、先ほども御意見出ましたように、もちろん計画案の中身もそうですが、この答申の中の一つの文言を大事にして進めていただけたらなというふうに思いますので、守口市の皆様におかれては、これまでの委員の皆様からの御意見、御提案の実現を含めて、施策の具体化を図っていただければと思います。

また、各委員におかれましては、引き続き計画の推進に関して、活発な御意見と御提案、それぞれいろいろな専門から集まっていると思っておりますので、もうそれぞれの立場から、また次回以降もどんどん意見を言っていただけたらなというふうに思います。

以上で、私の挨拶といたします。本日はありがとうございました。

閉会　午前11時15分